

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第1節 国際労働機関(ILO)

1 第86回ILO総会

ILO総会は、少なくとも毎年1回(6月)開催(注1)され、条約・勧告の審議・採択、事業・予算の決定、分担金の決定、条約の実施状況の審議、決議の審議・採択を行う。

第86回ILO総会は、98年6月2日から18日にかけてスイスのジュネーブにおいて開催された。我が国からはビジティング・ミニスターとして松原労働事務次官が出席し、12日の本会議において演説を行ったほか、アジア・太平洋労働大臣会合に議長として出席、さらにアンセンヌ事務局長との会見を行った。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第1節 国際労働機関(ILO)

1 第86回ILO総会

(1) 理事会議長及び事務局長報告

各国の政労使代表は、事務局長報告「ILOの活動(1996-97年)」について意見表明を行った。我が国から松原労働事務次官がビジティング・ミニスターとして演説し、また、労使の代表もそれぞれ演説を行った。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第1節 国際労働機関(ILO)

1 第86回ILO総会

(2) 計画・予算及びその他の財政問題

1999年の分担率が事務局案通り決定され、我が国の分担率は、国連の分担率と連動して(注2)19.681%となった(1998年は15.43%)。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第1節 国際労働機関(ILO)

1 第86回ILO総会

(3) 条約及び勧告の適用に関する情報及び報告

一般討議では、ILOによる条約等の適用の促進のあり方、「障害者のリハビリテーション及び雇用についての条約(第159号)」及び「障害者のリハビリテーション及び雇用についての勧告(第168号)」に条約勧告適用専門家委員会の総合調査等について審議が行われた。

個別審査では、我が国にかかる案件については討議されなかった。今回の個別審査での議論の特徴として、案件ごとに先進国が共同して意見を表明する動きがあり、日本は、インドネシアのケースについてのみ共同意見(投獄されていた労働運動指導家が釈放されたこと等を歓迎し、さらなる改善を期待するとの内容)の表明に加わった。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第1節 国際労働機関(ILO)

1 第86回ILO総会

(4) 中小企業における雇用創出の奨励のための一般条件(第2次討議)

前回総会での第1次討議において、中小企業における雇用創出を奨励するための促進手段に関し、文書の形式を勧告とすること及びその勧告に盛り込む事項が採択された。第1次討議に引き続き本総会での第2次討議において、中小企業における雇用等に係る政府の施策や労使団体の役割等について規定した「中小企業における雇用創出のための一般条件」に関する勧告が採択された。同勧告では、中小企業の成長・発展を促進する環境整備のための政策や法的枠組み、企業文化の開発、効果的なサービスのための基盤の開発、使用者団体・労働者団体の役割及び国際協力等について規定されている。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第1節 国際労働機関(ILO)

1 第86回ILO総会

(5) 契約労働(第2次討議)

前回総会での第1次討議において、雇用契約と請負契約の中間的な就業(「契約労働」)に対する保護措置に関し、文書の形式を勧告により補足される条約とすること及びそれらの条約や勧告に盛り込むべき事項が採択され、本総会で条約・勧告の採択が行われることとされていた。しかし、1次討議に引き続き本総会での第2次討議においては対象となる労働者の範囲にかかる定義についての議論が多岐にわたったため、条約の採択には到らなかった。今後、専門的な調査を行い、必要な場合には4年以内に本義題を将来の総会の議題とするよう理事会に要請することとされた。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第1節 国際労働機関(ILO)

1 第86回ILO総会

(6) 児童労働(第1次討議)

最悪の形態の児童労働を禁止し、即時撲滅するための各種措置を規定した国際文書の作成に向けた討議が行われ、その結果、文書の形式により補足される条約とすること及びそれらの条約や勧告に含まれるべき「最悪の形態の児童労働」の内容についての結論が採択された。この結論を受けて、次回の総会で条約・勧告の採択に向けた第2次討議が行われる予定である。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第1節 国際労働機関(ILO)

1 第86回ILO総会

(7) 基本的原則及び権利に関するILO宣言並びに適切なフォローアップ 機構に関する検討

全ての加盟国が、いわゆる中核的労働基準(注3)の促進に向けて誠意をもって努力する旨をうたった宣言及びその実施を確保するための措置について討議が行われ、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」が採択された。

イ 宣言の内容

結社の自由及び団体交渉権の効果的承認(ILO条約第87号、同第98号)、全ての形式の強制労働の廃止(同第29号、同第105号)、児童労働の効果的廃止(同138号)、雇用・職業における差別の排除(同第100号、同第111号)の4つの基本的原則及び権利に関し、全てのILO加盟国は、これらの原則及び権利に関する条約を批准していない場合でも、ILOに加盟しているという事実により、誠実かつILO憲章に従い、この原則及び権利を尊重し、促進し、実現する責務を負う。

ロ 宣言のフォローアップ

加盟国は、未批准の基本条約に関連する法令及び慣行の変化について事務局に毎年報告書を提出、専門家グループにより審議された後、この報告に基づいて理事会が検討を行う。

また、条約の未批准・既批准に関わらず、全ての加盟国を対象とし、4つの基本原則・権利に関して毎年順番に事務局長が報告書を作成する。これに基づき、宣言の目的の実現に向けた加盟国の努力を支援するためにILOが行う活動のあり方について、総会において議論する。

(注1) 通常の総会とは別に船員等海事関係労働者の労働条件に関する条約・勧告の審議・採択を行う海事総会が10年に1度開催される。

(注2) ILOの分担率は、1977年以来国連分担率を基本として算出されている。国連分担率は、3年に1回見直しが行われ、加盟国の支払い能力に応じてそれぞれの分担率が定められることとされている。

(注3) 具体的には、結社の自由及び団体交渉権の効果的承認、全ての強制労働の廃止、児童労働の効果的廃止及び雇用・職業にお

1999年 海外労働情勢
ける差別の排除の4つの基本原則及び権利を指す。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第2節 経済協力開発機構(OECD)

1 第37回OECD閣僚理事会

第37回OECD閣僚理事会は、98年4月27日、28日の2日間、フランスのパリにおいて、ポルトガルのジャイメ・ガマ外務大臣及びアントニオ・ソウザ・フランコ大蔵大臣が議長を務め開催された。我が国からは尾身経済企画庁長官、高村外務政務次官、遠藤通産政務次官が出席した。今回の閣僚理事会においては、健全なマクロ経済政策及び構造改革による経済成長及び雇用の促進、環境、社会及び経済政策のより良い統合並びに多角的体制の強化に応え、持続可能な発展及び永続的な生活水準の向上を確保するに当たって直面するグローバル経済の主要政策課題について議論が行われた。また、アジアの金融及び経済情勢のグローバルな影響についても焦点が当てられた。これらを踏まえ、OECDの役割、その成果及び将来の課題についても議論が行われた。

その概要は以下の通りである。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第2節 経済協力開発機構(OECD)

1 第37回OECD閣僚理事会

(1) 経済成長、アジア危機のグローバルな影響及び多角的体制

アジアの金融危機が、世界経済における各国間の増大する相互依存の重要性を際立たせたことにより、マクロ経済及び構造改革の早急な実施を通じてアジアにおける金融の安定及び経済回復を促すことの重要性が強調された。また、危機の影響を受けた国々に対し、IMF、世銀及びその他の関係国際機関と各国が合意した改革勧告の完全かつ迅速な実施が要請されるとともに、OECDはアジアの金融危機を可能な限り早期に克服するための国際的努力に貢献することが再確認された。さらに、OECD諸国が直面する最近の政策の展開及び課題について議論され、力強い持続可能な成長を達成するための政策を追求することが確認された。多数国間投資協定(MAI)については、投資についての包括的な多数国間の枠組みを達成することの重要性が再確認されたものの、MAIと労働問題をどのように関係付けるか等を巡り交渉が難航したため、交渉は一時凍結された。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第2節 経済協力開発機構(OECD)

1 第37回OECD閣僚理事会

(2) 構造改革と調整の促進

雇用戦略の完全な実施の重要性が強調され、加盟国に対し、必要な改革の実施を支援するため、99年にこの分野の進展に関する包括的なレビューが要請されるとともに、若年層の失業に焦点を当てたOECDによる具体的なイニシアティブが歓迎された。また、起業家精神を涵養し、中小企業の創造及び成長のための条件を改善すること及び生産性の向上とそれによる経済成長をもたらす上での技術の果たす役割が重要であることが確認されるとともに、技術による機会を十分に利用するためには、生涯学習と効果的な教育・訓練制度が重要であることが合意された。さらに、人口高齢化及び社会政策に対する改善戦略についても議論され、社会は人々が年齢を経るに従って活動的な生活を送るための支援を提供し、「活力ある高齢化」に資する環境を醸成しなければならないことが確認されるとともに、加盟国が戦略を策定するにあたって、これらの原則を考慮に入れ、OECDを通じて進捗状況をモニターすることが合意された。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第2節 経済協力開発機構(OECD)

1 第37回OECD閣僚理事会

(3) 多角的体制の強化

多角的体制の強化について議論され、ウルグアイ・ラウンド諸協定の完全かつ時宜に適った実施を確保し、WTOルールに従うこと及び新たな分野を含む広範な貿易自由化のプロセスを追求することが再確認された。また、国際的に認知された中核労働基準の遵守及びILO宣言のフォローアップの仕組みに関して、合意に達するという目標が支持されるとともに、保護主義的な目的で労働基準を使用することが拒絶された。さらに、「OECD多国籍企業ガイドライン(注)」の重要性と効率性を確保するために時宜に適った改訂作業が継続されることが再確認された。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第2節 経済協力開発機構(OECD)

1 第37回OECD閣僚理事会

(4) OECDの役割と将来の課題

非加盟国の世界経済への参加の円滑化について議論され、ジョンストン事務総長より、非加盟国との協力につき、一貫性と効率性を改善する諸措置が実施されたこと及び非加盟国協力予算の約3割をロシアのOECD加盟のための支援に充てること等が紹介された。これに対し、多数の国が歓迎の意を表明し、アジア諸国を対象とした特別計画を時宜を得たものとして高く評価する一方、OECD加盟国が拡大することにより加盟国間の均質性が薄れることに懸念が示されたほか、財政改革及び効率性向上が重要との意見が表明された。また、OECD改革についても議論され、ジョンストン事務総長より、人事刷新特別計画、本部移転、分担金の滞納問題等が紹介され、職員の志気の低下を防ぎ、質の高い作業を続けていくためには、予算の安定化が必要であることが強調された。

(注) OECDでは、75年に設置された国際投資・多国籍企業委員会(CIME)において多国籍企業の行動に関するガイドラインの検討が行われ、76年6月の閣僚理事会において「国際投資及び多国籍企業に関する宣言」及び「多国籍企業の行動方針」が採択された。同行動指針(ガイドライン)は、OECD加盟国域内の多国籍企業に対してOECD加盟国政府が共同して行う勧告であり、一般方針、情報公開、競争、雇用及び労使関係、環境等に関連し、多国籍企業の行動のあり方が示されているが、法的拘束力は持たず、その実施は企業の自主性に任されている。76年以降、CIMEにおける再検討の結果、79年、84年、91年に一部改正が行われており、98年6月より再度レビューが実施されている。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第3節 主要先進国

G8労働大臣会合

99年2月24日から26日にかけて、ワシントンDCにおいて開催されたG8労働大臣会合では、進展するグローバル経済における国家の労働市場戦略、経済のグローバル化の進展の中での労働政策及び労働基準を促進及び実施する国際機関の機能の強化をテーマとして議論が行われた。我が国からは、甘利明労働大臣が出席した。

議長総括の内容は以下のとおり。

議長総括(概要)

○ 持続的なグローバル化に向けた青写真

- ・ グローバル化の恩恵を幅広く共有するためには、雇用創出と機会の均等が重要。そのための戦略として、エンプロイアビリティ向上のための支援、起業家精神の促進、労働者の適応性の向上、男女の機会均等の確保が必要。
- ・ 雇用政策とマクロ経済政策を組み合わせること、効果的な職業訓練・教育システム、効果的な労働市場政策、雇用指向の社会的セーフティ・ネットが必要。

○ 各国の政策課題

- ・ 我々は、新規の雇用機会を創出し、失業と社会的疎外に取り組むために98年5月のバーミンガム・サミットで採択された原則を実施に移すことを通じて、相互の経験、情報を引き続き共有していくことに同意。
- ・ 競争社会の中で、労働者が恩恵を受けるためには生涯学習が重要。
- ・ 雇用サービスと労働市場の情報、職業訓練の機会及びその提供者に関する情報を提供することによって労働者のエンプロイアビリティが高まることに同意。
- ・ 求職者のニーズを早期に特定し、雇用プログラムの対象とすることは高い効果がある。
- ・ 年齢構成に着目し、若年者と高齢者への取り組みが必要であり、この点で99年2月に開催された米国とOECD主催による若年者会議「21世紀へ向けた若年者の準備:過去20年間の政策的教訓」を歓迎し、99年9月に日本政府が主催する「活力ある高齢化」国際シンポジウムに期待。

○ 国際機関の密接な協力と国際機関の機能強化

- ・ 成長、雇用、社会的一体性の強化に必要な労働市場制度と強力な社会的セーフティ・ネットを支援するために、国際機関をより有効に活用する必要に同意。
- ・ 労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言及びそのフォローアップの促進のために、ILOがその機能を高め、資源を確保するために協力。

- ・ 中核的労働基準を確立し、実施するとともに、社会的セーフティ・ネットの範囲と効果を拡大することを支援するために、ILOの機能の向上を支持。
- ・ ILOの児童労働撲滅計画(IPEC)を引き続き支援。99年にその報告を行うよう要請。児童労働撲滅のための新たなILO条約を支持。
- ・ 労働基準の改善における労使の関与の強化のために、ILOの三者構成を活用すべきであると同意。
- ・ 労働条件に関する企業の行動準則についてILOの作業を認識。OECDによる貢献も可能。
- ・ ILOにグローバル化が労働市場に与える影響の分析の強化を要請。経済成長を実現し、社会的セーフティ・ネットを構築しようとしている国に対して政策指導を行うために、速やかに対応できる機能、強化された技術支援、情報集積機能の確立を要請。
- ・ OECDがILOと協力し、グローバル化についての分析作業を行い、構造変化が雇用・労働政策に与える影響に対応するためにOECD非加盟国との作業の継続を奨励。
- ・ 労働者の権利への配慮及び貿易・投資の自由化の促進の観点から、ILOとWTOの事務局間の継続した協力を支持。今会合の結論を貿易大臣に伝達。
- ・ 雇用、社会的セーフティ・ネット、十分な社会的保護、中核的労働基準、効果的な労働市場制度の促進に当たり、ILOと国際金融機関との協力を拡大することを認識及び歓迎。98年10月のILOと国際金融機関のハイレベル会合を歓迎し、国際金融機関のプログラムに労働に関する事項が組み込まれることを支持するためにフォローアップ会合の開催を要請。ILOと国際金融機関の作業を組み合わせる必要性を99年6月のILO総会及びこれらの機関の適当な会合での検討課題にすべきことを示唆。世銀の社会的セーフティ・ネット構築に当たっての支援を歓迎。

○ フォローアップ

- ・ 99年6月に開催されるケルン・サミットにおいてグローバル化した世界における経済・社会政策及び人的資本の重要性をテーマに議論することを歓迎。
- ・ 特に、経済大臣との対話の継続を合意。イタリアとカナダによる次回会合主催の申し出を歓迎。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第4節 アジア太平洋経済協力(APEC)

1 第10回APEC閣僚会議・第6回非公式首脳会合

APEC閣僚会議は、アジア太平洋地域の持続的な経済発展と開かれた多国間経済協力の実現のため、毎年加盟国閣僚が一堂に会し、貿易・投資の自由化・円滑化、経済技術協力の推進等について議論を行うものである。

98年11月14、15日の2日間、マレーシアのクアラ・ Lumpurにおいて、第10回APEC閣僚会議が開催され、金融の安定、貿易・投資の自由化・円滑化、経済・技術協力等を内容とした「第10回アジア太平洋経済協力(APEC)閣僚会議共同声明」が採択された。

また、同18日には第6回非公式首脳会合が開催され、「APEC首脳宣言:成長のための基盤の強化」が採択され、また付属文書として、「クアラ・ Lumpur技能開発行動計画」が発出された。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第4節 アジア太平洋経済協力(APEC)

1 第10回APEC閣僚会議・第6回非公式首脳会合

(1) 閣僚会議・共同声明の概要

イ 金融の安定

アジア経済危機が世界経済にも波及する中で、アジア太平洋地域の早期回復及び持続可能な成長に向けて政策及び共同の努力を前進させることが確認された。

ロ 貿易・投資の自由化・円滑化

現下のアジア太平洋地域の経済状況にもかかわらず、貿易・投資の自由化・円滑化が地域の信頼の回復と経済成長のために重要な要素であるとの見解を示し、個別行動計画及び共同行動計画を通じての自由化の目標達成へのコミットメントを再確認した。

ハ 経済・技術協力

経済危機を克服し、中長期的な発展の基盤となる人材養成等キャパシティ・ビルディングを推進することが最優先事項とされた。またこの地域の人的資本の向上に向けた努力をさらに強化するための「クアラ・ルンプール技能開発行動計画」を承認した。

ニ 電子商取引

域内の電子商取引推進の重要性を認識するとともに、ビジネス部門が電子商取引技術等の開発における主導的な役割を果たす一方、政府は電子商取引の発展のための良好な環境の提供等において重要な役割を担っていることを確認した。

(2) 非公式首脳会合の概要

非公式首脳会合においては、域外に拡大した金融危機に対処するため、地域の早期かつ持続的回復を支援し、世界的な景気後退を防止するため協力することを確認した。また、地域の力強い経済ファンダメンタルズと回復の見通しについての自信を再確認し、キャパシティ・ビルディングを強調することが新たな持続可能な成長の基盤であることを確認した。主要な課題については、以下のとおり首脳宣言に盛り込まれた。

イ 金融危機への課題

金融危機の影響を直接受けたメンバーにおいて、金融面での協調及び国際社会の支持に支えられた強力な改革プログラムの進展の結果、金融の実質的な安定がもたらされ、回復の基盤が築かれたことが確認された。残された重要な課題に取り組むため、成長志向的な節度あるマクロ経済政策、雇用及びソーシャル・セーフティ・ネットに対する国際社会からの金融支援の拡大、金融システムの強化、貿易金融の回復及び企業のリストラ加速化のための努力を支持する包括的なプログラム、国際金融システム強化のための取組等を含む成長戦略へのコミットメントを確認した。

ロ 貿易及び投資の自由化及び円滑化の課題

自由かつ開かれた市場と投資を可能とするような環境を維持する必要性を改めて表明し、WTOにおける幅広い多角的交渉の早急な進展の重要性を確認した。

ハ 経済・技術協力の課題

メンバー間の発展レベルの相違の中で、グローバリゼーション及び自由化は、所得と富の不平等を狭める機能を強化するイニシアティブにより補完される必要がある。

ニ 1998年の主な評価

貿易及び投資の自由化の目標を達成するための個別行動計画の改善と実施の継続を誓約した。

9分野の早期自主的分野別自由化パッケージに関し、達成された進展を歓迎。残る6分野の作業をさらに進展させることを支持する。

APECは10年目を迎え、その活動、組織及びメカニズムを見直す必要がある。99年までにプロセスの見直し、2000年には措置の実施を行う。

ホ 21世紀に向けた持続的な成長のための基盤強化

21世紀に向けた持続的成長の基盤を提供するため、ソーシャル・セーフティ・ネット、個別及びグローバルな金融システム、貿易及び投資のフロー、科学技術の基盤、人材養成、経済インフラストラクチャー並びにビジネス及び商業との関係を強化することを決意する。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第4章 国際機関等の動き

第4節 アジア太平洋経済協力(APEC)

2 APEC女性問題担当大臣会合

98年10月15日から16日にかけて、APEC初の女性問題担当大臣会合がフィリピン・マニラにおいて開催された。テーマは「女性とAPECの経済発展・協力」であり、「女性と中小企業」「女性と産業科学技術」「女性と人材養成」がサブテーマとして議論され、経済発展における女性の重要な役割を強化し、女性をAPEC活動の主流に統合していくための「APEC女性問題担当大臣共同声明」を採択した。

APEC女性問題担当大臣共同声明(概要)

? ジェンダーをAPECにおける分野横断的なテーマとして認識すること。

女性をAPECのプロセス・活動の主流に統合していくためには、APECにおける全ての計画において、包括的かつ水平的なジェンダーに敏感な視点に立ったアプローチが必要である。

? 性別データの収集を優先的に行うこと。

APEC域内の人口の半数を占める女性の、現実的・潜在的な貢献を明確に示すために、また、有効な政策決定のために、性別データの収集は不可欠である。

? APEC域内の政策・プログラム・プロジェクトの策定、活動、優先順位付け、資源分配、立案、実行、評価に関して、ジェンダーに敏感な視点からの影響分析を行うこと。

APECにおいてジェンダー分析についての活動、手法の開発をすべきである。

? 金融・経済危機が女性に与える影響についての研究や女性に対する悪影響を最小化するための戦略の開発を優先的に行うこと。

また、経済回復・今後の発展のための地域レベル・国内レベルの戦略に女性の利益を明確に反映させること。

? 女性をAPECのプロセス・活動の主流に統合していくことを加速すること。そのために、「APECにおける女性の統合のためのフレームワーク」を策定すること。

右フレームワークは、特別作業チームにより1年以内に作成される予定であり、ジェンダーに敏感な視点からの分析についてのガイドライン、性別データの収集、その実行プランなどを含むことが想定されている。

? APECのあらゆるフォーラムにおいて女性の参加を促すこと。

特に決定レベルでの関与が重要である。

? これらの勧告の実施をモニターし、確実な成果を収めること。

APEC女性問題担当大臣会合は先例のない初の試みであり、これに弾みをつけ確実に成果を収めるための仕組みづくりが必要である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare